

務 発 第 1 7 0 号
外 発 9 6 号
昭和 6 0 年 3 月 1 1 日

各 所 属 長 殿

岐阜県警察本部長

二輪検定検査要領の制定について

二輪検定は岐阜県警察車両運転技能検定に関する訓令第12条(検定の委任等)により、所属長に委任して運用してきたところであるが、このたび、交通事故防止の徹底を図るため、別添のとおりみだしの要領を制定し、昭和60年4月1日から実施することとしたのでその適正な運用に努められたい。

なお、この要領の実施時点で職務を遂行するため、現に自動二輪車等を運転している者については、所属長が検定を省略して検定の級位を認定するものとする。

別添

二輪検定検査要領

1 (趣旨)

この要領は、岐阜県警察車両運転技能検定に関する訓令に準拠して実施する二輪検定の検査要領等について具体的な基準を定めるものとする。

2 (二輪運転技能検査員)

(1) 所属長は検査を行うため、岐阜県警察車両運転技能検定に関する訓令第10条に規定する白バイ検定1級を有する所属職員のうちから二輪運転技能検査員(以下「二輪検査員」という。)を委員長承認を得て指名する。

なお、所属に二輪検査員がない場合、他所属から検査員の派遣を求めることが出来る。

(2) 二輪検査員は所属長の命を受けて検査を実施し、その結果を速やかに二輪運転技能検定票(別記様式)により所属長へ報告しなければならない。

3 (二輪検定受験者)

所属長は次の各号のいずれかに該当する者がある場合はその者の検定を実施しなければならない。

(1) 新たに二輪車の運転に従事させる必要のある者

(2) 現に受けている検定と異なる級位の検定を受けさせる必要のある者

(3) 自ら検定を受けようとする者

(4) その他特に検定を必要と認める者

4 (検定)

検定を受けようとする者は、二輪車の運転に必要な技術について検査を受けなければならない。

5 (検査実施基準及び合格基準)

二輪技能検定実施基準は、別表のとおりとする。

別 表

二輪技能検定検査実施基準

検定検査は、次により行う。

1 検査課題

(1) エンジンの始動

次の操作について適切に実施できること。

ア セルモーターの使用

イ キックペタルの使用

(2) 指定速度からの制動

2速以上で走行し、制動初速度おおむね30km/hで全制動（前輪ブレーキ、後輪ブレーキ、エンジンプレーキ併用）を行い、12メートルの停止範囲内安全に停止できること。

(3) 狭路走行

狭路の3メートル手前で発進し、幅員0.4メートル、長さ10メートルの狭路を最低速度で安定した走行が出来ること。

(4) パイロンスラローム

幅員3メートルの道路中央に間隔4メートル毎に5本のロードコーン等を置き、そのロードコーンに接触したり、倒したりしないで、千鳥型で縫って円滑に走行できること。

(5) その他の走行

次の走行が的確にできること。

ア 安全で円滑な発進

イ おおむね50メートルの範囲内で、トップ走行できる加速

ウ 右・左折それぞれ2回以上（右・左折それぞれ1回は手信号による合図）

エ 状況に適應した安全な走行位置の選択と安全な速度にする方法

オ 曲がる合図

カ 安定した乗車姿勢

キ その他運転装置の操作

2 採点方法

(1) 採点は、各課題の着眼点（別表）に該当するが発生した都度行い、基本点を100点とし、減点方式で行うものとする。

(2) 課題(1)～(4)については、主として車両を運転する能力について採点する。

(3) 課題(5)については、所持する能力を安全な走行のためどのように用いたかを主眼とし各操作は状況に適應しており、かつ、愛車心のある方法であったか等について採点する。

3 合格基準

1級 80点以上

2級 70点以上

4 検定検査の場所、車両、課題の配列順序等具体的実施方法は、所属長が指定して定めるものとする。

5 所属長は、この検査の課題のほか、所属の各種事情に応じた安全知識と法規に従った運転等についての検査を行うものとする。

二輪技能検定採点基準

課題	着眼点	減点	課題	減点	
一 エンジンの始動	<ul style="list-style-type: none"> ・車が飛び出さないための安全措置を怠る。 	5	四 パイロンスラローム	<ul style="list-style-type: none"> ・幅3メートルの道から逸脱した時(1回につき) 	10
	<ul style="list-style-type: none"> ・エンジンが始動してもセルモーターのスイッチをすぐ切らない ・セルモーターを連続して長く用いすぎる。 ・キックペダル操作要領が適切でない。 ・混合気の調整が適切でない。 ・ヘルメットの装着不良 	1 1 1 1 1 1		<ul style="list-style-type: none"> ・ロードコーン等を倒した時、又はロードコーン等に接触した時(1回につき) ・足が地面についた時(1回につき) ・足をステップからはずす。 	5 5 1
二 指定速度からの制動	<ul style="list-style-type: none"> ・指定された範囲内で停止できない。 ・停止前に足を地面についた。 ・車輪がロックされて滑走する。 ・ブレーキをかけた時著しくふらつく。 ・ブレーキ操作が的確でない。 ・完全に停止しないのにブレーキペダル(レバー)から足(手)を離す。 ・ブレーキをかけた時に下を見ていて前を見ていない。 ・エンジンブレーキを十分活用していない。 ・クラッチを切るのが遅く、エンストを起こした。 	10 5 2 2 1 1 1 1 1	五 その他の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・走行中転倒した。 ・安全の確認が不十分である。 ・急発進する。 ・カーブの手前で減速が不十分である。 ・カーブでバランスが崩れる。 ・チェンジペダルを操作するとき姿勢が崩れる。 ・手の合図をしている時不安定となる。 ・エンジンストップする。 ・発進に時間がかかりすぎる。 ・発進、曲がる時合図をしない。 ・乗車姿勢が悪い。 ・手による合図が不確実である。 ・方向指示器の使い方不良。 ・方向指示器を戻し忘れる。 ・状況に応じた速度の調整不良。 ・速度、その他の状況に応じたギヤーを用いていない。 ・停止時左足で着地しない。 ・進路コースの選定不良 ・棄権、放棄、検査中止 	失格 10 5 5 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 失格
	<ul style="list-style-type: none"> ・0.4メートルの幅の道から逸脱した。ただし、2分の1以上通過した後に逸脱した時は減点 ・所要時間が5秒以内 ・足が地面についたとき(1回につき) ・足をステップからはずす。 ・シートから腰を浮かせる。 	失格(10) 5 5 1 1		<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じた速度の調整不良。 ・速度、その他の状況に応じたギヤーを用いていない。 ・停止時左足で着地しない。 ・進路コースの選定不良 ・棄権、放棄、検査中止 	1 1 1 1 1 失格
三 狭路走行	<ul style="list-style-type: none"> ・0.4メートルの幅の道から逸脱した。ただし、2分の1以上通過した後に逸脱した時は減点 ・所要時間が5秒以内 ・足が地面についたとき(1回につき) ・足をステップからはずす。 ・シートから腰を浮かせる。 	失格(10) 5 5 1 1			

二輪技能検定採点表

				審査員		
所 属		番 号		氏 名		
				1 回減点	減点回数	減 点 計
エンジン 始動	車の飛び出し防止措置不適切			5 点		
	エンジン始動操作不良			1		
	ヘルメット着装不備					
発 進	安全不確認			1 0		
	急発進			5		
	発進に時間がかかる			1		
パイ ロ ン ス ラ ロ ン	コース逸脱			1 0		
	パイロン接触等			5		
	足つき					
	ステップから足をはずした			1		
制 動	停止ラインオーバー			1 0		
	停止前の足つき			5		
	車輪ロック			2		
	ブレーキ操作が適切でない			1		
	停止前に手足が離れた					
	停止前における顔の位置					
	エンジンブレーキ(クラッチの切りが早い)未使用					
狭 路 走 行	2 分の 1 以前での逸脱			失 格		
	2 分の 1 以上通過後の逸脱			1 0		
	走行タイムが 5 秒以内			5		
	足つき					
	ステップから足が離れた			1		
	シートから腰が離れた					

一般走行	カーブでの減速不十分	5		
	カーブでバランスが崩れる	2		
	ギヤー操作時に姿勢が崩れる			
	ギヤーの取扱いが不良	1		
	速度の調整不良			
	合図不履行			
	方向指示器の戻し忘れ			
その他の	転倒	失 格		
	ふらつき（手の合図時を含む）	2		
	停止時に左足でつかない	1		
	乗車姿勢が悪い			
	エンスト			
	コース選定不良			
減 点 合 計				点
総 得 点		点	合 ・ 否	合 格 不 合 格
棄権、放棄、中止の理由				

別記様式

二 輪 運 転 技 能 検 定 表

ふりがな				男	年 月 日生 満 歳		
氏 名				女			
階 級			所 属			係 名	
運 転 免 許	免 許 の 種 類		取 得 年 月 日	交 付 公 安 委 員 会		免 許 の 条 件 等	
				公 安 委 員 会			
				公 安 委 員 会			
				公 安 委 員 会			
検 定	検 定 種 別		検 定 級 位		合 格 年 月 日		
	検 定		級		年 月 日		
	検 定		級		年 月 日		
	検 定		級		年 月 日		
	検 定		級		年 月 日		
	検 定		級		年 月 日		
記 録	検 査 種 別	検 定 種 別	検 査 年 月 日	検 査 結 果		合・不合格の別	
	技 術		年 月 日	100 - () = () 減点 得点		合 格 不 合 格	
			年 月 日	100 - () = () 減点 得点		合 格 不 合 格	
			年 月 日	100 - () = () 減点 得点		合 格 不 合 格	
違 反 事 故 の 記 録	公 私 別	日 時	場 所	態 様		処 置	

注 太線内は、検定を受けようとする者が記入する。